議事要旨(3)セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び同適用指針については、次回の企業会計基準委員会において公表議決を予定している旨の説明がなされた。続いて、高津研究員より、専門委員会における検討状況について説明がなされた。説明の後、次のような質疑応答があった。

（セグメント情報の変更に関する影響の記載）

・　現在の文案では、「事業セグメントの量的な重要性の変化によって、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合」、「事業セグメントの利益の測定方法を前年度に採用した方法から変更した場合」及び「組織変更等により報告セグメントを変更する場合」のセグメント情報に与える影響の記載方法が異なるが、なぜ、それぞれ異なる取扱いを定めているのか。

→　事務局からは、それぞれのセグメント情報の変更による影響の記載方法は、我が国の現行の実務の取扱いも踏まえて、セグメント情報の開示方法の変更がなされた際にどのような情報を作成者に求めることが適当か考慮して定めている旨が説明された。

（報告セグメントの決定に係るフローチャート）

・　現在のフローチャートでは、事業セグメントの識別方法について、具体的な要件が記載されていないが、財務諸表作成者にマネジメント・アプローチによるセグメント情報の開示方法をより理解させるためには、当該要件も記載すべきではないか。

これらの意見を踏まえ、引き続き会計基準及び適用指針の文案を検討することとされた。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。